平成 28 年 4 月 22 日

応募申請における見積書の取り扱いについて

一般財団法人環境優良車普及機構
物流 CO2 削減対策事業執行グループ

応募申請において、概算見積（三者見積でなくても可）での応募も受け付けます。

ただし、正式な三者見積書は、事業採択後、事業開始までにご提出ください。

実施の補助対象経費と概算見積額に差が生じた場合、概算見積で決定した交付決定額を超えることはできません。

また、採択の基準の一つである CO2 削減コストに影響があることから、CO2 削減コストが悪化するような場合は「交付決定の取り消し」になることもありうることをご留意ください。

以上